（西暦）　　年　　月　　日

<注意>

●「申請者欄」には、事業主催団体（若しくは申請団体）及び同代表者の情報をご記入ください。

●「4.遵守する事項」についてご了承いただいた上で申請してください（同事項の変更は認められません）。

公益財団法人日本台湾交流協会

台北事務所長　殿

（申請者）

〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者肩書：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　 　　　 電話番号：

　　　　　　　　　 　　　　　　　　 （担当者氏名）：

公益財団法人日本台湾交流協会後援名義使用許可申請書兼誓約書

下記のとおり、事業を開催するに当たって、貴協会後援名義をいただきたく、本申請書及び指定された関係書類を添えて申請いたします。

なお、申請が承諾されました場合は、下記遵守事項を守ることを誓約し、この誓約に違反したと貴協会が判断した場合には、後援名義使用の取消し措置を受けても異存はありません。

記

1. 事業名：
2. 主催団体等名：

（別紙「申請者の概要」に記入のこと。但し当協会と同項目が網羅されている場合は

その他の様式を使用しても問題ありません。）

1. 使用を申請する後援名義：

　公益財団法人日本台湾交流協会

　公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所

　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所

（□にチェックを入れて下さい。）

1. 遵守する事項

（１）本件開催については上記２．主催者等（及び申請団体）が一切の責任を負い、安全上等において細心の注意を払い実施すること。

（２）政治活動、宗教活動、その他本事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。

（３）事業開催に当たっては、公益性と非営利性を目的とし、金品の寄付、援助、事業参加等を強要しないこと。

（４）事業は、添付した開催要領等に基づいて実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとする場合は速やかに届け出ること。

（５）名義使用許可の前に、広報物・ホームページ等に当協会の名称・ロゴを掲載したり許可済み等と口外しないこと。「申請中」「予定」等の表記や口外も不可とする。

（６）収支決算において余剰金が発生する場合にはこれを社会的信頼のおける慈善団体もしくは慈善事業に寄付するか、次回開催する非営利目的事業に積み立て、また、不足金が生じた場合には主催団体及び申請団体にて負担すること。

（７）事業開催期間満了後３か月以内に収支決算書を含む報告書等を提出すること。